

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年9月15日 10時00分ごろ
発生場所	青森県野辺地町野辺地港北北東方沖 野辺地港西防波堤灯台から真方位025° 6.9海里付近 （概位 北緯40° 58.9′ 東経141° 10.6′）
インシデントの概要	遊漁船第一釣貴丸は、遊漁中、機関の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第一釣貴丸、4.85トン 212-5106青森、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力147.10kW、回転数毎分 2,500、6気筒、使用燃料A重油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約2.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、漂泊して遊漁中、バッテリーを充電する目的で機関を中立状態で運転していたところ、機関室から煙が出始めた。</p> <p>船長は、機関室を点検し、機関セルモータから焦げた臭いがするのを認め、過熱により発火し、電気配線の被覆等の可燃物に燃え移ると思い、運転の継続を断念して機関を停止した。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、巡視艇にえい航されて野辺地港に着岸した。</p> <p>機関修理業者は、本インシデント後、機関セルモータを開放して点検し、ピニオンギア（以下「本件ギア」という。）を「嵌脱するシフトレバー」（以下「本件レバー」という。）の作動部の動きが硬く、正常に作動しないことを認めた。</p> <p>機関修理業者は、本インシデント時、機関を始動した後にスタータースイッチを元の位置に戻した際、機関セルモータの本件ギアが、機関のフライホイールリングギアに嵌合した状態で一緒に回転し、同モータが発熱して焼損し、煙が出たと推察した。</p> <p>本件ギア及び本件レバーは、本インシデント発生の約6年前に本船が購入されてから本インシデント発生時まで、点検整備が行われずに</p>

	経年使用されていた。
分析	<p>本船は、機関セルモータの本件ギア及び本件レバーの点検整備が行われずに経年使用されていた状況下、漂泊中、船長が機関を始動した後、スタータースイッチを元の位置に戻した際、本件レバーの作動部の動きが硬く、本件ギアがフライホイールから離れなかったことから、本件ギアが機関と一緒に回転し、機関セルモータが過回転となって焼損し、機関の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、機関セルモータの本件ギア及び本件レバーの点検整備が行われずに経年使用されていた状況下、本船が漂泊中、船長が機関を始動した後、スタータースイッチを元の位置に戻した際、本件レバーの作動部の動きが硬く、本件ギアがフライホイールから離れなかったため、本件ギアが機関と一緒に回転し、機関セルモータが過回転となって焼損し、機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に機関の始動装置の点検及び整備を行うこと。